

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 7 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2024

課題番号：19K01381

研究課題名（和文）比較法的研究による後見制度改革に関する具体的提言、特に現行制度の権利条約への対応

研究課題名（英文）Concrete Proposals for Reforming the Japanese Guardianship through Comparative Legal Researches: How to Respond to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities

研究代表者

田山 輝明 (Tayama, Teruaki)

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・名誉教授

研究者番号：30063762

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：国連の障害者権利条約、特に第12条の趣旨を国内制度において実現するために、外国法の動向の研究を行った。欧米諸国においても同条約の趣旨の実現は喫緊の課題である。我が国においても「成年後見制度の在り方に関する研究会」等が検討を開始しているが、私たち共同研究者の各研究範囲に応じて、主として、ドイツ、フランス、オーストリア、イギリス、アメリカに限定して研究を行った。障害者権利条約の趣旨がそれらの国々においてどのように、どのような範囲で実現されているかについて、研究を実施した。特に、ドイツとオーストリアの国連との関連における法改正の対応を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

このような研究を行ったのは、障害者権利条約の「当事者意思の尊重」の重みを改めて考えてみる必要があると思われたからである。知的障害者や認知症患者の後見や介護を行う際に「当事者意思の尊重」をいうことはたやすいが、それを実践することには様々な困難が伴うことは、実務家の皆さんは日頃経験されている。私達、研究者としては、このような困難な問題について、様々な角度から研究し、参考になりうるようなことを提供すべきであると考えている。

研究成果の概要（英文）： We researched trends in foreign law in order to realize the spirit of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities, particularly Article 12, in domestic systems. Realizing the spirit of the Convention is also an urgent issue in Western countries. In Japan, the "Study Group on the Form of the Adult Guardianship System" has begun to consider the issue, but we, the co-researchers, limited our research mainly to Germany, France, Austria, the UK, and the US, depending on the scope of our respective research. We conducted research into how and to what extent the spirit of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities is being realized in these countries. In particular, we were able to clarify the response of legal reforms in Germany and Austria in relation to the UN.

研究分野：民法

キーワード：成年後見制度 障害者権利条約 成年後見制度の在り方に関する研究会 当事者意思の尊重 知的障害者 認知症患者 外国法の動向 比較法研究

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

国連の障害者権利条約、特に第 12 条の趣旨を国内法や実務において実現すべき状況にある。そのような状況を前提として、専門職後見人のみならず、市民後見人や親族後見人、さらには、日本の独自の制度である社会福祉協議会や、さらには成年後見センターで知的障害者や重度の認知症患者の権利擁護支援を行っている機関などが、障害者権利条約の趣旨に基づいた支援の実現に努力している。本人意思の尊重という課題は、我々にとって長い間、実務において解決を迫られてきた問題である。その実現には時間と手間が必要であるが、特に、最近、重度の知的障害者や精神障害者の福祉諸制度の利用が増加しているため、人員の不足の問題もあり、「本人意思の尊重」に相応しい実務の実現は、ますます難しくなっているように見える。これは、社会の構造に深く根差した問題であるので、簡単に答えが出るわけではないが、研究者としては、障害者権利条約との関連で、国内法の改正等が進んでいると思われる国々の実情ないし「実践例」を紹介して参考に供したいと考えた。共同研究者自身が現地調査に赴くのも一つの方法であるが、成年後見制度が各国の社会でどのように機能しているかを知るには、現地の専門の研究者の話聞くのが最も的確であると考えた。それをもとにして、インターネットの利用などにより、文献の収集も可能であるからである。

2. 研究の目的

障害者権利条約、特に第 12 条との関連で、自分の事務を自ら処理できなくなった場合に、その本人の意思を如何にして尊重して、現実に対応することができるのか、について、ドイツの憲法裁判所等の本人意思の尊重に関する判決等を参考にして法的研究を行った。憲法上の前提が日本とは異なるので（同国では「自滅の権利」が憲法上認められている）この点には注意を怠らなかつた。事案自体はかなり特殊なものであったので、もちろん、判決の検討に限定されるわけではない。提起された問題は、宗教や倫理、哲学の領域にも関連しており、法律家にとっては、極めて困難な問題点を含んでいる。法律家としては、本人意思の尊重の下で、成年後見人の代行的権限を基礎づけることができるかも、障害者権利条約との関連も含めて、検討すべき課題であると考えている。

この課題は、従来から論じられてきた「医療代諾権」の領域でも生じるが、本質的には、まず「本人意思の尊重」の問題として具体化してくる。そして本人意思の尊重と代行的意思決定という二律背反の問題となる。もちろん、前者が基本になるべきであることは明らかであるが、それが限りなく不可能に近い場合が現実にはあるので悩ましいのである。そこで、一般的にではなく、医療行為に関する成年後見人の代諾権のような具体的な課題に限定して検討を行うべきであると考えた。具体例を挙げれば、ドイツにおける医療代諾的法制度である。即ち、本人のリヴィングウイル[例：一定の要件が充足される場合には危険を伴う手術を希望する]、医師の所見及び成年後見人の意見の一致があれば、必ずしも裁判所の許可を必要としないとされているのである。リヴィングウイルは、単独行為的に用いられることが多いのかもしれないが、このように他の制度や他人の行為との関連で一定の意味を有しうる制度でもある。ドイツの法制度は、確かに興味ある制度であるが、一般的にリヴィングウイルが社会的に十分に認知されていない場合には、いきなり上記のような利用を実現することは困難である。日本でこの制度を推進している人々や機関との連携が必要になるであろう。日本では、このような緊急事態についての裁判所の許可制度は存在しないので、同じようなことを行ってしまった場合には、違法であるが、場合によっては違法性が阻却されるか、が問題になるだろう。

3. 研究の方法

障害者権利条約の意義の探求、というような一般的な課題と、成年後見人の医療代諾権のような各論的課題とを分けて、比較法的研究手法に従って調査研究を行った。研究分担者の研究のほかにも、ドイツの世話法に関する研究を行った。それによって、特に成年後見人の医療代諾権については、重要な示唆を得た。日本の制度は欧米の制度を承継しているので、今後とも、その発展を追跡することは重要な課題である。

また、法定後見制度に限定せず、任意後見制度についても研究を行った。両制度ともに更に利用しやすい制度に改善しなければならない。前者については障害者権利条約との調和が最大の課題となっている。後者については、権利条約第 12 条との関連では問題はない。そこでは本人意思の尊重が実現されているからである。

比較法的研究としては、欧米に限定せず、中国なども研究範囲に含めた。当然に、韓国や台湾の制度なども今後は対象に含めるべきであると考えている。

中国については、法定後見制度の葉かに任意後見制度についても研究報告を受けることができた（中国人民大学法学院丁相順教授による講演）。講演を拝聴して感じたことは、当該国の実情は、その国の専門家の知見をまず示していただくことが重要だということであった。中国では、成年後見の分野でも地方の様々な組織が一定の役割を担っているようである。また、長い間「一人っ子」政策が実施されてきた影響が高齢化社会の一因となっているようである。更に、障害者

権利条約に対しても一定の対応を行っている。

地域組織の活用のような、中国のシステムと同じことを「少子・高齢社会」の日本の農村で、実現することは難しいと思うが、日本にも残存している様々な地域組織を何等かの形で活性化できないか、は検討に値する課題であるように思う。既存の組織の利用を、例えば、いきなり成年後見との関連で考えるのではなく、単純な見守りの分野で活用することは可能であると思う。日本でも、一部地域では、既に様々な方法で、地域の見守りが実現しているという話も聞いている。電話、メール等の利用による高齢者の安全の確認などは農村に限ったことではないが、身近な自治体などの重要な課題となっている。通常の場合には親族による安全の確認が行われるであろうが、生活を支援する親族のいない独居の高齢者の安全の確認の問題もある。

今後の研究方法としては、日本の各地域における、特に農村地域における成年後見制度の機能について、さらにはそれを支える機関、例えば、地域包括支援センターなどについても調査研究を行う必要があると思われる。

4. 研究成果

諸外国の実情について、以下のように、調査研究を行った。ドイツ、オーストリア等の関連法制度の紹介と中国の成年後見制度の実態報告がなされた。ヨーロッパやアメリカ等を中心とした研究を修正し、中国をはじめとするアジア諸国の研究を開始した。具体的には、今後は韓国や台湾なども対象にしてゆきたい。

(1) 国連の専門委員会からの各国への勧告とそれへの対応状況について

国連の専門委員会からの勧告に対して、各国がどのように対応しているか、日本にとっても大いに興味ある点であるので、この点について調査研究を行った。この調査研究は、この問題につき3か国（ドイツ、オーストリア、フランス）について行なった。その結果、法定代理権制度の利用を全く認めないように思える国連の障害者委員会の見解には、賛成できないとの意見が多くみられた。実際に、判断能力をほとんど失っている人については、法定代理制度を利用することを全く認めないわけには行かないであろうと思われる。実際に、実務に携わっている方々からも、法定代理制度の利用については、障害者権利条約の趣旨について、疑問が出されている。もちろん、本人の意思を、努力すれば確認できるような場合には、その労を惜しんではならないことは当然である。具体的には研究分担者の各研究発表を参照。

(2) ミヒャエル・ガナー「オーストリアの精神科病棟収容法の改正」、ウルリケ・トヨオカ「収容法（収容法）の改正：医師の視点から見ると何が変わるか？（第1部）」、「収容法（UbG）改正：未成年者の場合につき医師から見て何が変わるか？（第2部）」、「収容法改正（UbG）：諸制限や医療行為に関して何が変わる？（第3部）・完」について、調査研究を行った。更に、その内容を法文の上で確認するために、精神病者の病院施設への収容法の全文の翻訳を行った。

上記の調査研究は、障害者権利条約との関連で、精神障害者の病院施設への収容の問題（当然に身体拘束を含む）が、どのような影響を受けるかを知るには、必要不可欠な調査研究である。オーストリアとは裁判所の制度がかなり異なり、この分野におけるその機能が異なるので、単純には言えないが、人権擁護のために主として裁判所のチェック機能が働くか、否かについては、日本のシステムでは不十分なのではないだろうか。即ち、日本では裁判所の関与が少なすぎるような気がする。日本では、裁判官の数が少ないこともこのような事態を招いている原因の一つであると思う。日本の司法を含めて、社会システム全体の今後の課題である。

(3) ドイツにおける自殺幫助の権利の大幅な強化に関する連邦憲法裁判所の判決の検討を行った。高齢化等のために心身共に衰えて、自己の力では自殺も叶わないような状態になった場合に、他人に「死のための援助」を求めることができるか、という問題を扱った判決である。「自滅の権利」が憲法で認められているドイツの例であるから、参考にする際にも注意しなければならないが、人生哲学や倫理の領域では参考になる。一定の要件の下で、自殺幫助を利用するのは権利なのか、犯罪なのか、という厳しい問題である。ドイツでは、憲法上の「自滅の権利」を前提にして、積極論が優勢である。超高齢化社会と言われる日本においても、高齢者をめぐってこの種の問題が起きつつあるのではないかと、今後は、ドイツ以外の国についても調査研究を行いたい。

(4) 中国人民大学法学院丁相順教授に「中国における高齢者問題と成年後見制度」というテーマで講演を行っていただいた。これによって、従来あまり知られていなかった中国における成年後見制度の実態が、かなり明らかにされた。従来から、この分野での調査研究が欧米に偏っていたように思われるので、「研究の方法」でも述べたが、その点の修正を試みたつもりでもある。もちろん日本のこの制度の母国である欧州法の研究は今後も継続する。

中国でも、民法典の中に成年後見制度が位置づけられ、任意後見制度も存在している。しかも、少子化・高齢化が進行している。その限りでは、日本と同じであるが、成年後見制度の実際の機能はかなり異なっているように感じた。最重要な点であると感じられたのは、成年後見の分野における既存の地域組織の活用である。国民の意識や地域における生活もかなり異なっているので、単純には言えないが、日本は日本なりに、地域組織の活用を考えるべき時が到来しているこ

とは確かなようである。しかし、この点については、日本では、独特の組織である社会福祉協議会が、全国各地で高齢者問題や成年後見制度の運用をサポートしているので、屋上屋を重ねるような組織を創設する必要はないが、同協議会を「中核機関」とする地域的サポート体制の充実を更に行うべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計33件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 20号
2. 論文標題 翻訳 ミハエル・ガナー「オーストリアの精神科病棟収容法の改正」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 3-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 20号
2. 論文標題 翻訳 ウルリケ・トヨオカ「収容法（収容法）の改正：医師の視点から見ると何が変わるか？（第1部）」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 25-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 20号
2. 論文標題 翻訳 ウルリケ・トヨオカ「収容法（UbG）改正：未成年者の場合につき医師から見て何が変わるか？（第2部）」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 35-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 20号
2. 論文標題 翻訳 ウルリケ・トヨオカ「収容法（UbG）改正：諸制限や医療行為に関して何が変わる？（第3部）・完」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 44-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 20号
2. 論文標題 翻訳：精神病者の病院施設への収容法・全文	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 51-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒田 美亜紀	4. 巻 2024年12月号
2. 論文標題 グローバル時代の海外社会福祉事情 ドイツの成年後見制度 - 世話制度の概要	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 月刊福祉	6. 最初と最後の頁 92-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 18号
2. 論文標題 ヴィントシャイト・法律行為の無効に関するナポレオン法典の理論について（14）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 36-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒田 美亜紀	4. 巻 21号
2. 論文標題 ドイツにおける成年後見法（法的世話法）改正のポイントについて	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 14-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 19巻
2. 論文標題 ミヒャエル・ガナー「オーストリア・ドイツ及びフランスにおける国連の障害者権利条約第12条 国連の専門委員会からの各国への勧告とそれへの対応状況」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 3-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 仁美	4. 巻 16号
2. 論文標題 ブリティッシュコロンビア州 (カナダ) における成年後見法と意思決定支援	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 早稲田大学高等研究所紀要	6. 最初と最後の頁 5-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 青木 仁美	4. 巻 21号
2. 論文標題 オーストリアの成年者保護法改正	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 3-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 16巻
2. 論文標題 「トリアージュに関するドイツ連邦憲法裁判所の決定」 < 海外情報紹介 >	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 31-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 17巻
2. 論文標題 ミヒャエル・ガナー「社会法及び成年者保護法における必要性の原則とultima ratio[最後の方策]」(翻訳)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 3-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 17巻
2. 論文標題 「成年後見制度のあり方」をめぐる比較法上の論点・資料	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 11-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 志村 武	4. 巻 20号
2. 論文標題 デンズィル・ラッシュ 元イングランド保護裁判所上席判事 「成年後見制度における本人の尊重 意思決定支援」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城 一真	4. 巻 第121号
2. 論文標題 民法のなかの成年後見法 論争史に焦点を当てて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 THINK 司法書士論叢	6. 最初と最後の頁 61-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 15号
2. 論文標題 翻訳・ヴィントシャイト・法律行為の無効に関するナポレオン法典の理論について(11)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 25-35
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 15号
2. 論文標題 (翻訳)ミヒャエル・ガナー「ドイツ新世話法に関する注釈」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 3-12
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 志村 武	4. 巻 93号
2. 論文標題 アメリカ合衆国における成年後見制度の代替策としての自己決定支援法理の根底にあるもの(1) アメリカの判例法、制定法、学説から日本法への示唆を求めて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 実践 成年後見	6. 最初と最後の頁 88-96
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 志村 武	4. 巻 94号
2. 論文標題 アメリカ合衆国における成年後見制度の代替策としての自己決定支援法理の根底にあるもの(2) アメリカの判例法、制定法、学説から日本法への示唆を求めて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 実践 成年後見	6. 最初と最後の頁 80-88
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒田 美亜紀	4. 巻
2. 論文標題 死後事務委任契約とその限界に関する考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 宮本健蔵先生古稀記念『民法学の伝統と新たな構想』（信山社）	6. 最初と最後の頁 335-354
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城 一真	4. 巻 796号
2. 論文標題 意思能力	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 66-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城 一真	4. 巻 797号
2. 論文標題 行為能力	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 67-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 仁美	4. 巻 28巻1号
2. 論文標題 カナダにおける成年後見制度と意思決定支援の発展：サスカチュワン州法を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 桐蔭法学	6. 最初と最後の頁 85-124
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 18号
2. 論文標題 成年後見法制の歴史・現在・未来	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 18-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 片山英一郎 田山輝明	4. 巻 14号
2. 論文標題 翻訳 連邦政府の草案 後見法と世話法の改革に関する法律草案	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 44-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 黒田 美亜紀	4. 巻 100回記念特別号
2. 論文標題 変わりつつある成年後見制度 - 現状と問題点からみえてくるもの	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例・先例研究	6. 最初と最後の頁 48 - 58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田山 輝明	4. 巻 10号
2. 論文標題 高齢社会 における後見制度、福祉サービス利用援助事業や信託等の活用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 85-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城 一真	4. 巻 88号
2. 論文標題 フランス成年後見法の動向 「カロン - デグリーズ報告書」の紹介を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 実践成年後見	6. 最初と最後の頁 93-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城 一真	4. 巻 -
2. 論文標題 Une reflexion du Japon sur l'accompagnement, l'ethique et la deontologie	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 K. LEFEUVRE et S. MOISDON-CHATAIGNER (dir.), Proteger les majeurs vulnerables. Place a l'ethique !, l'EHESP	6. 最初と最後の頁 282-291
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城 一真	4. 巻
2. 論文標題 Etat du droit japonais sur la protection des aines	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Chr. MORIN (dir.), Droit des aines, Editions Yvon Blais/Thomson Reuters	6. 最初と最後の頁 535-548
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山城 一真	4. 巻
2. 論文標題 Droit japonais. Brefs regards sur la protection des majeurs vulnerables	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Gilles RAOUL-CORMEIL (dir.), Protection des majeurs : bilan et perspectives. De la loi no 2007-308 du 5 mars 2007 a la loi no 2019-222 du 23 mars 2019, et apres ?, LexisNexis	6. 最初と最後の頁 279-287
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梶谷 康久	4. 巻 11号
2. 論文標題 オーストリアの成年者保護法制定による使用貸借契約への影響 日本法への示唆	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊 比較後見法制	6. 最初と最後の頁 40-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件 (うち招待講演 10件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 アメリカ合衆国ニューヨーク州の意思決定支援契約法について
3. 学会等名 日本成年後見法学会制度改正研究委員会 (招待講演)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 青木 仁美
2. 発表標題 オーストリアにおけるクリアリングの制度等について
3. 学会等名 日本司法書士連合会・後見制度対策部成年後見WT会議 (招待講演)
4. 発表年 2025年

1. 発表者名 青木 仁美
2. 発表標題 オーストリアの成年者保護法改正
3. 学会等名 日本成年後見法学会 (第20回学術大会) (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 黒田 美亜紀
2. 発表標題 ドイツの成年後見法（世話法）改正
3. 学会等名 日本成年後見法学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 黒田 美亜紀
2. 発表標題 ドイツにおける法定後見人の報酬決定と報酬助成の仕組みについて
3. 学会等名 成年後見制度利用促進専門家会議、第2回 成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 青木 仁美
2. 発表標題 オーストリアにおける成年後見人の報酬
3. 学会等名 成年後見制度利用促進専門家会議、第2回 成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 デンズィル・ラッシュ 元イングランド保護裁判所上席判事「成年後見制度における本人の尊重 意思決定支援」
3. 学会等名 日本成年後見法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田山 輝明
2. 発表標題 成年後見制度の課題と展望
3. 学会等名 令和3年度・区民後見人基礎講座（杉並区）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山城 一真
2. 発表標題 フランス成年後見法に関する管見 法定後見の構想をめぐって
3. 学会等名 日本成年後見法学会第18回大会（基調報告）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 青木 仁美
2. 発表標題 代理から援助へ オーストリアの法改正からの一考察
3. 学会等名 欠格条項研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田山 輝明
2. 発表標題 成年後見法制の歴史・現在・未来
3. 学会等名 成年後見法学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 成年後見人の職務と民法財産法
3. 学会等名 三重県社会福祉士会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 成年後見人の職務と民法家族法
3. 学会等名 三重県社会福祉士会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 田山 輝明
2. 発表標題 高齢社会 における後見制度、福祉サービス利用援助事業や信託等の活用
3. 学会等名 中国人民大学法学院（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 志村 武
2. 発表標題 成年後見制度と民法家族法
3. 学会等名 三重県社会福祉士会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 我妻 榮、有泉 亨、清水 誠、田山 輝明	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 1704
3. 書名 我妻・有泉コンメンタール民法 第7版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	志村 武 (Shimura Takeshi) (80257188)	関東学院大学・法学部・教授 (32704)	
研究分担者	黒田 美垂紀 (Kuroda Miaki) (60350419)	明治学院大学・法学部・教授 (32683)	
研究分担者	藤巻 梓 (Fujimaki Azusa) (70453983)	国士舘大学・法学部・教授 (32616)	
研究分担者	山城 一真 (Yamashiro Kazuma) (00453986)	早稲田大学・法学学術院・教授 (32689)	
研究分担者	青木 仁美 (Aoki Hitomi) (80612291)	桐蔭横浜大学・法学部・准教授 (32717)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	橋本 有生 (Hashimoto Yuki) (90633470)	早稲田大学・法学学術院・教授 (32689)	
研究 分担者	足立 祐一 (Adachi Yuichi) (80734714)	帝京大学・法学部・助教 (32643)	削除：2024年6月12日
研究 分担者	梶谷 康久 (Kajitani Yasuhisa) (80804640)	東北学院大学・法学部・准教授 (31302)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------